

# 平成28年度 国民健康保険税額が決定しました

## 保険税額

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳から64歳までの方)
所得割①	(前年の所得 -33万円) × 4.0%	(前年の所得 -33万円) × 1.5%	(前年の所得 -33万円) × 1.1%
資産割②	課税年度の 固定資産税額 × 10.0%	課税年度の 固定資産税額 × 5.0%	課税年度の 固定資産税額 × 5.0%
均等割③	被保険者数 × 2万4,000円	被保険者数 × 7,800円	被保険者数 × 7,800円
平等割④	1世帯あたり2万4000円 ※1	1世帯あたり7,200円 ※2	1世帯あたり7,200円
最高限度額	54万円	19万円	16万円

※1 特定世帯は1万2,000円、特定継続世帯は1万8,000円になります。

※2 特定世帯は3,600円、特定継続世帯は5,400円になります。

### 特定世帯・特定継続世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療保険に移ったことにより、その世帯で国民健康保険に残る人が1人だけになる世帯のうち、5年を経過するまでの世帯を特定世帯といい、6年から8年を経過するまでの世帯を特定継続世帯といいます。

税額は、『医療給付費分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の①+②+③+④の合計額』です。国民健康保険税額決定通知書は、6月中旬に発送を予定しています。届きましたら、内容をご確認ください。

### 保険税等の特別徴収について

特別徴収とは、公的年金等からあらかじめ国民健康保険税等が徴収される制度です。次の条件をすべて満たす方は、自動的に特別徴収となります。

- ▽世帯主が国民健康保険に加入している方
- ▽国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯
- ▽世帯主が、年額18万円以上の年金を受け取っている方
- ▽国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない方



問合せ先 戸籍保険課

☎ 95-11116

平成28年1月1日以降に転入された方へ

今年の1月1日以降に大口町に転入された加入者については、国民健康保険税の算定に必要な所得等を前住所地に照会する必要があります。6月は所得のない状態で一旦賦課計算をおこない、確認の取れた7月以降に更正します。

更正通知書については、該当の方に毎月10日前後に送付しますので、ご確認ください。

### 保険税は口座振替で！

国民健康保険税の納め忘れがないように、便利な口座振替をご利用ください。銀行のお届け印・通帳・保険証をお持ちいただき、役場戸籍保険課または金融機関窓口で手続きをしてください。

減免制度

左の表のいずれかに該当する世帯は減免が受けられます。原則として申請日以後の納期分が対象となりますので早めに申請してください。  
 持ち物 印かん、保険証、国民健康保険税額決定通知書、減免理由が証明できる書類

減免事由	減免額
①世帯の前年中の総所得金額が400万円以下で、今年の所得見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる方	所得割額の全部から100分の20
②現に継続して6か月以上療養中の方、もしくは継続して6か月以上療養を要すると認められる方のうち、①に該当する方	所得割額および資産割額の全部から100分の20
③雇用保険法の規定により基本手当（失業・休業等）の受給資格を要する方のうち、前年中の総所得金額が400万円以下の方	受給資格を有する方について算定した税額にかかる所得割額（支給対象期間）の全部から100分の30
④世帯主またはその世帯に属する被保険者所有の住宅および家財について損害を受けた方のうち、前年中の総所得金額の合計が600万円以下で、当該損害金額（保険金等により補填される金額を除く）が3割以上の方	税額の全部または所得割額および資産割額の100分の50から100分の12.5

※①から④のうち2つ以上に該当する場合は、減免額の大きい規定を適用します。  
 ※減免事由が虚偽または不正な行為であることが明らかになった場合には、減免額の全部または一部を返還していただくことがあります。

**注意!** 減免制度・軽減制度は、所得が無申告の方は対象になりません。必ず申告してください。

軽減制度

世帯の所得が一定基準を下回る場合には、均等割額および平等割額に限り、保険税を軽減します。対象となる世帯には自動的に適用されますので、お手続きしていただく必要はありません。

	国保加入者数	加入者全員の所得合計	軽減額					
			医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
			均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
7割軽減	1人	33万円以下	16,800円	16,800円	5,460円	5,040円	5,460円	5,040円
	2人		33,600円		10,920円		10,920円	
	3人		50,400円		16,380円		16,380円	
	4人		67,200円		21,840円		21,840円	
5割軽減	1人	59.5万円以下	12,000円	12,000円	3,900円	3,600円	3,900円	3,600円
	2人	86万円以下	24,000円		7,800円		7,800円	
	3人	112.5万円以下	36,000円		11,700円		11,700円	
	4人	139万円以下	48,000円		15,600円		15,600円	
2割軽減	1人	81万円以下	4,800円	4,800円	1,560円	1,440円	1,560円	1,440円
	2人	129万円以下	9,600円		3,120円		3,120円	
	3人	177万円以下	14,400円		4,680円		4,680円	
	4人	225万円以下	19,200円		6,240円		6,240円	

「倒産・解雇などによる離職」  
「雇い止めなどによる離職」  
をされた方へ

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をされた方は、国民健康保険税が軽減対象になる場合があります。

対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、次のいずれかとして求職者給付（基本手当等）を受ける方

- ▽雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）
- ▽雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」に該当される方

※高齢受給資格者および特別受給資格者の方は対象になりません。

軽減方法

前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡って軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

申請に必要な物

印かん、保険証、国民健康保険税額決定通知書、雇用保険受給資格者証

申請および問合せ先

戸籍保険課 ☎95-11116

療養費適正受診のお願い

次の負傷は保険適用されます。

柔道整復施術

▽骨折、脱臼（医師の同意が必要）

▽打撲、捻挫、挫傷

※日常的な筋肉疲労や疲れ、慢性病の場合は保険適用できませんのでご注意ください。

次の負傷で医師の同意がある場合に保険適用されます。

▽はり・きゅう

▽神経痛、リウマチ、頸椎捻挫後遺症など慢性的な痛みのある病気

あん摩・マッサージ

▽筋麻痺、関節拘縮等の症状で医療上必要とされる症例

※疲労回復等を目的とする施術は保険適用できませんのでご注意ください。

医療費一部負担金の減免

震災、風水害等で著しい損害を受けた場合、医療費一部負担金の減免を受けられる場合があります。詳しくは戸籍保険課までお問合せください。

問合せ先

戸籍保険課 ☎95-11116

ジェネリック医薬品  
を使用しましょう



ジェネリック（後発）医薬品とは、安全性や効能は新薬と同等と認められている安価な医薬品です。ジェネリック医薬品を使用することで、薬代の節約ができます。

希望される方は、薬局で薬を処方される時に、ジェネリック医薬品希望カード等を提示していただくか、「ジェネリック医薬品を希望します」と薬剤師へお伝えください。

※医師の診断によりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。